

各都道府県会計管理者
各都道府県財政担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

価格交渉・価格転嫁の状況に係るフォローアップ調査の結果について（通知）

政府においては、毎年3月・9月に「価格交渉促進月間」を実施し、この期間において実際に価格交渉、価格転嫁を発注者が実施したか、受注側の中小企業30万社へフォローアップ調査を行い、その結果に基づき、発注者ごとの「交渉・転嫁の状況」を公表しています。「官公需における適切な価格交渉・価格転嫁について」（令和6年9月26日付け総務省自治行政局行政課長・経済産業省中小企業庁事業環境部取引課長通知）においてお知らせしたとおり、当該調査においては、従前から調査対象となる発注者には国・地方公共団体も含まれておりましたが、官公需においても、適切な価格交渉、価格転嫁へ配慮することが求められていることに鑑み、令和6年9月の価格交渉促進月間での調査においては、調査対象となる発注者に国・地方公共団体も含む旨を改めて明示し、調査が行われたところです。

この調査結果については、昨日、中小企業庁ホームページにおいて公表されましたが、5都県が10社以上から「主要な取引先」として選択されたことから、5都県が「企業リスト」に掲載された上で公表されたところです。

(中小企業庁ホームページ 価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

総務省においては、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和6年4月19日付け総務省自治行政局長通知）等により、労務費、原材料、エネルギーコスト等の上昇への対応として、実勢価格を反映した適切な予定価格を設定することや契約の途中に実勢価格に変化が生じた場合には必要な契約変更を実施すること、受注者から契約金額の変更について申出があった場合には迅速かつ適切に協議を行うこと等、適切な対応を依頼してきたところですが、各地方公共団体においては、改めて、適切な価格転嫁に向けた取組を行っているかを確認するなど、必要な対応を講じていただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。